

令和4年度 山形市立第一中学校PTA活動テーマ

【活動テーマ】

「明るい未来を見つめて 今こそ皆で創る一中魂」

【活動方針】

世界情勢が不安定化している昨今、with コロナとは言え活動自粛など様々な制限を強いられる中、将来に対する不安を子供たちに抱かせることなく学校・家庭・地域社会が、子供たちの為に「今」出来ることを創り上げる。

- 学校環境をみんなで「創る」
- 親子の信頼関係を「創る」
- 地域との信頼関係を「創る」
- 一中生徒同士の喜びを「創る」
- 一中生徒らしい目標や夢を「創る」
- 次代の活動を担える人材を「創る」

令和4年度

P T A事務局 事業計画

月 日	事 業 内 容
4月 5日 (火)	第1回P T A幹事会 (P T A活動テーマ検討、新1年生学級立会人選考)
8日 (金)	入学式 (P T A入会式)
11日 (月)	学級委員選挙開票
20日 (水)	第1回学年委員会 (学年保護者会総会に代えて) 専門部会、第1回理事会 (令和4年度P T A総会に代えて)
6月10日 (金)	山形市中学校総合体育大会壮行式参加 (大会 6 / 18 ~ 19)
7月 5日 (火)	P T A連絡協議会
8日 (金)	山形県中学校総合体育大会・吹奏楽コンクール壮行式参加 (県大会7 / 22 ~ 24) (吹奏楽コンクール7 / 16)
8月26日 (金)	P T A全国研究大会山形大会 (~ 27)
9月 2日 (金)	F F 2022体育祭参観 (補助)
9月16日 (金)	山形市中学校新人体育大会壮行式参加 (大会 9 / 23 ~ 24)
10月24日 (月)	合唱コンクール参観
11月 1日 (火)	創立記念式・歴代三役会
12月 8日 (木)	幹事会・第2回理事会
1月 日 ()	幹事会 (次年度P T A役員選考委員会打ち合わせ)
2月14日 (火)	次年度P T A役員選考委員会
3月10日 (金)	会計監査 評議員会
16日 (木)	卒業証書授与式・3年保護者P T A解散総会参加

P T A母親委員会 事業計画

委員長 舟山 智子

副委員長 高砂 綾子

副委員長 斉藤 紀子

年予算額 (13,000円)

	活動内容 ○本校独自 ●市関連	事業予算 (品名・金額)
4月20日(水)	○第1回母親委員会 顔合わせ 事業計画確認	
5月12日(木)	●第1回山形市P T A連合会母親委員会 役員選出 今年度の活動計画 情報交換	
月 日 ()	○「給食試食会ならびに栄養講話」	
6月 日 ()	●山形市P T A拡大母親委員会 (講演会) ● (拡大母親委員会の前後) 山形市P T A母親委員会研修会 ※試食会の開催や、外部研修会は今後の状況 よっての判断。	
11月 2日(水)	○読み語りの会打合せ	
12月 1日(木)	○読み語り会 (一中いのちの日)	
2月中旬 (期日は後日 連絡)	●第3回山形市P T A連合会母親委員会 ・委員会だより「マザーズねっとわーく」について ・今年度の活動反省、来年度に向けて ・情報交換	
3月上旬	●「マザーズねっとわーく」印刷・配布 (自校印刷) 県版と市版	研修会参加費 (年間) 3,000円 事業費 (年間) 10,000円
		合計 13,000円

令和4年度

PTA広報部 事業計画

部長 志田真由美
副部長 永井 裕美
副部長 須田 香
年予算額 (275,000円)

年間計画内容	事業予算 (品名・金額)
4月20日(水) 第1回広報部会 (部長・副部長の選出、事業計画案決定)	
6月23日(木) 第1回編集会議 7月 7日(木) 第2回編集会議 PTA会報『希望の鐘』第151号発行	会報印刷・編集経費 90,000円
11月 第3回編集会議 12月 第4回編集会議 PTA会報『希望の鐘』第152号発行	会報印刷・編集経費 90,000円
2月 第5回編集会議 3月 第6回編集会議 PTA会報『希望の鐘』第153号発行	会報印刷・編集経費 90,000円
	事務費 5,000円
	合計 275,000円

令和4年度

P T A文化部 事業計画

部長 板垣 和司
 副部長 三坂 英彦
 副部長 小関 悠里
 年予算額 (25,000円)

年間計画内容	事業予算・備考
4月20日(水) 第1回文化部会 (部長・副部長の選出、事業計画案審議)	
5月 日() 第2回文化部会 (事業計画案細部審議)	「一中もったいない運動」細案検討 他、活動計画 ポスター作成等 10,000円
月 日() 第3回文化部会 昨年 11/18(木)	「もったいない運動販売会」在庫管理と 販売会準備
9月16日(金) 「もったいない運動販売会」 (フリー参観日)	授業参観・新入大会壮行式にきて下さった 保護者に物品を販売する。
一中いのちの日の講演会(学校と共催)	謝礼負担 10,000円
月 日() 第4回文化部会 (もったいない運動の在庫管理と販売会準備) (今年度活動の集約、来年度活動内容について)	「3学期の販売会」在庫管理と販売会準備。 今年度活動の集約、来年度活動内容について (昨年予定1/28(木))
2月 2日(木) 「一中也もったいない運動販売会」 (新入生保護者対象)	販売実績により、図書等を購入。 在庫管理のための物品購入5,000円
	合計 25,000円

令和4年度

PTA保健体育部 事業計画

部長 朝倉慎太郎
 副部長 山本あかね
 副部長 田口 俊
 年予算額(95,000円)

年間計画内容	事業予算(品名・金額)
4月20日(水) 第1回保体部会 (部長・副部長選出、事業計画・予算協議)	
5月 PTAソフトボール愛好会結成	
山形市小中学校PTA親善ソフトボール大会 5月15日(日) 第82回春季山形市長杯 6月26日(日) 第37回べにばな国体記念大会 7月17日(日) 第35回山形市議会議長杯大会 8月 7日(日) 第23回船山杯大会 8月21日(日) 第83回秋季山形市長杯 10月10日(日) 第40回グランドチャンピオン大会	参加費 10,000円
10月 9日(日) 一中学区親善ソフトボール大会	参加費等 23,400円
10月23日(日) 市PTA連ソフトボール大会	参加費等 5,400円
12月上旬予定 学校保健委員会参加	茶菓代 10,000円
3月 PTAソフトボール愛好会解散	
インタープレス(保健)	16,800円
予備費	29,400円
	合計 95,000円

※コロナウイルス対応のため、予定されていた事業が変更、中止になる可能性があります。

令和4年度

PTA生活指導部 事業計画

部長 三浦 秀徳
副部長 和田 尚美
副部長 岡崎 裕子
年予算額(40,000円)

年間計画内容	事業予算(品名・金額)
4月20日(水) 第1回生活指導部会 部長・副部長の選出、年間事業計画について	
7月5日(火)～7日(木) 第1回交通安全あいさつ運動	
7月上旬 第2回生活指導部会 「夏休みの生活の心得」について 夏休み校外巡視について	
夏休み中 校外巡視(街頭指導)	校外巡視飲料代 10,000円
12月6日(火)～8日(木) 第2回交通安全あいさつ運動	
12月上旬 第3回生活指導部会 「冬休みの生活の心得」について 夏休み校外巡視について(反省)	
2月下旬 第4回生活指導部会 生徒の生活状況について 「春休みの生活の心得」について 本年度の総括について	
3月1日(水)～3日(金) 第3回交通安全あいさつ運動	
*あいさつ運動等の備品補充費	30,000円
	合計 40,000円

令和4年度

PTA整美部 事業計画

部長 菅原 和人
副部長 鈴木 茂夫
副部長 今 千春
年予算額(80,000円)

年間計画内容	事業予算(品名・金額)
4月20日(水) 第1回整美部会 (部長・副部長の選出、昨年度事業報告、 今年度事業計画)	
5月15日(日)6:30～ 第2回整美部会 花壇整美作業(中庭の花壇の除草・花の苗植え プランターへの花の苗植え・校舎敷地に配置)	土・作業用具等 60,000円
8月28日(日)6:30～ 第3回整美部会 FF体育祭に向けた校舎敷地内整美作業(花壇の草 取りとプランターの土盛り・追肥・側溝の泥上げ等)	肥料・作業用具等 20,000円
	合計 80,000円

令和4年度

第1学年PTA活動 事業計画

部長 吉田 一斉
副部長 荒井 理子
副部長 奥山 浩之

月	日	(曜)	活動内容
4月	8日	(金)	入学式・PTA入会式
4月	11日	(月)	PTA役員開票作業
	20日	(水)	第1回PTA学年委員会・専門部会・理事会
5月	17日	(火)	仲間づくり研修
	18日	(水)	仲間づくり研修
6月	10日	(金)	フリー参観・市中総体壮行式
7月	26日	(火)	学年保護者会・通知表配付
9月	2日	(金)	FF体育祭
9月	16日	(金)	フリー参観・市中新人大会壮行式
10月	24日	(月)	FF合唱コンクール
11月	1日	(火)	創立記念式・奉仕活動
12月	8日	(木)	PTA第2回理事会
12月	15日	(木)	三者面談（通知表配付を兼ねる）
～	22日	(木)	
月	日	()	学年役員反省会（状況を見て）
3月	10日	(金)	PTA評議員会
3月	中旬		学年会計監査

令和4年度

第2学年PTA活動 事業計画

部長 竹川あゆみ
副部長 大場 潤
副部長 渡邊 成人

月	日	(曜)	活動内容
4月	11日	(月)	PTA役員開票作業
	20日	(水)	第1回PTA学年委員会・専門部会・第1回理事会
6月	10日	(金)	フリー参観・市中総体壮行式
7月	26日	(火)	学年保護者会・通知表配付
9月	2日	(金)	FF体育祭
9月	16日	(金)	フリー参観・市中新人大会壮行式
10月	24日	(月)	FF合唱コンクール
11月	1日	(火)	創立記念式・奉仕活動
12月	8日	(木)	PTA第2回理事会
12月	15日	(木)	三者面談（通知表配付を兼ねる）
～	22日	(木)	
月	日	()	学年役員反省会（状況を見て）
3月	10日	(金)	PTA評議員会
3月	中旬		学年会計監査

令和4年度

第3学年PTA活動 事業計画

部長 江口 憲彦
 副部長 三浦 秀徳
 副部長 茂田井めぐみ

月	日 (曜)	活動内容
4月	11日 (月)	PTA役員開票作業
	20日 (水)	第1回PTA学年委員会・専門部会・第1回理事会
5月	16日 (月)	修学旅行 (岩手方面 2泊3日)
	~18日 (水)	
6月	10日 (金)	フリー参観・市中総体壮行式
7月	26日 (火)	学年保護者会・通知表配付
9月	2日 (金)	FF体育祭
10月	24日 (月)	FF合唱コンクール (市民会館)
11月	1日 (月)	創立記念式・奉仕活動 (学校整備作業)
11月	上旬	進路研修会
12月	8日 (木)	PTA第2回理事会
12月	15日 (木)	三者面談 (通知表配付を兼ねる)
	~ 22日 (木)	
3月	上旬	学年会計監査
3月	10日 (金)	PTA評議員会
3月	16日 (木)	卒業式 学年PTA解散総会 卒業を祝う会

令和4年度 山形市立第一中学校PTA一般会計予算書

収入の部

(単位: 円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減(A-B)	備 考
1 会 費	2,088,000	2,109,600	△21,600	(年額) 生徒 1人目 4,800円、 弟妹 2,400円、教職員 4,800円
2 入会金	30,200	28,600	1,600	新入生・転入生より (1人 200円)
3 雑収入	7	13	△6	預金利息
4 繰越金	477,623	399,087	78,536	前年度より
合 計	2,595,830	2,537,300	58,530	

支出の部

(単位: 円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減(A-B)	備 考
1 総務費	1,224,000	1,223,000	1,000	
(1) 事務員給与・手当	300,000	300,000	0	事務員給与
(2) 会議費	100,000	100,000	0	市PTA連合会総会、学区PTA連絡協議会参加費 等
(3) 旅費	70,000	70,000	0	市・県・東北大会参加費 等
(4) 通信費	215,000	215,000	0	連絡網メールシステム使用料、Web伝送サービス使用料 等
(5) 渉外費	12,000	0	12,000	校長室掲示用写真代
(6) 負担費	92,000	93,000	△1,000	市PTA負担金
(7) 慶弔費	70,000	70,000	0	各種慶弔費
(8) 表彰費	10,000	20,000	△10,000	感謝状印刷、額縁 等
(9) 調査資料費	80,000	80,000	0	研究資料印刷用紙代 等
(10) 庶務費	275,000	275,000	0	規約印刷代、印刷用品代、事務用品代 等
2 事業部費	528,000	528,000	0	
(1) 広報部費	275,000	275,000	0	PTA会報印刷代
(2) 文化部費	25,000	25,000	0	もったいない運動経費、講演会等謝礼 等
(3) 保健体育部費	95,000	95,000	0	ソフトボール用具代、学校保健ニュース代 等
(4) 生活指導部費	40,000	40,000	0	生徒指導用消耗品代
(5) 整美部費	80,000	80,000	0	環境整備作業用消耗品代
(6) 母親委員会	13,000	13,000	0	資料代
3 生徒活動補助費	760,000	700,000	60,000	
(1) 文化活動補助費	215,000	185,000	30,000	合唱コンクール会場料、一中讃歌副賞代 等
(2) 体育活動補助費	195,000	165,000	30,000	研修センター使用料、大会バス代 等
(3) 一般活動補助費	240,000	240,000	0	生徒発表会交通費、儀式関係経費補助 等
(4) 生徒表彰費	110,000	110,000	0	賞状印刷、筆耕代 等
4 安全通学路対策費	30,000	30,000	0	除雪用具代 等
5 雑 費	5,000	5,000	0	
6 積立金	30,200	28,600	1,600	入会金を運営基金会計へ
7 予備費	18,630	22,700	△4,070	
合 計	2,595,830	2,537,300	58,530	

令和4年度 山形市立第一中学校教育振興会会計予算書

収入の部

(単位: 円)

項 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A-B)	摘 要
1 会 費	900,000	900,000	0	一口 1,000円以上
2 雑収入	7	10	△3	預金利息
3 繰越金	128,833	327,970	△199,137	前年度より
合 計	1,028,840	1,227,980	△199,140	

支出の部

(単位: 円)

項 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A-B)	摘 要
1 教育振興費	750,000	920,000	△170,000	
(1) 広報記録関係補助費	20,000	20,000	0	学校要覧印刷代 等
(2) 吹奏楽部補助費	120,000	140,000	△20,000	楽器修理代 等
(3) 部活動補助費	40,000	90,000	△50,000	部活動コーチ安全保険料 等
(4) 創立記念式補助費	120,000	120,000	0	創立記念式祝葉代
(5) 研究・研修補助費	20,000	70,000	△50,000	研究紀要収録DVD代
(6) 図書館運営補助費	60,000	80,000	△20,000	図書館用品、図書館ニュース代
(7) 生徒活動補助費	370,000	400,000	△30,000	中文連負担金、FF体育祭活動経費、駅伝経費 等
2 教育環境整備費	210,000	240,000	△30,000	清掃用具、環境整備用品代
3 会議費	5,000	5,000	0	教育懇談会経費
4 雑 費	7,000	7,000	0	教育振興会会費申込封筒印刷代
5 予備費	6,840	5,980	860	
6 繰出金	50,000	50,000	0	運営基金会計へ
合 計	1,028,840	1,227,980	△199,140	

令和4年度 運営基金会計予算書(案)

収入の部

(単位: 円)

項 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A-B)	摘 要
1 入会金	30,200	28,600	1,600	新・転入生入会費@200円
2 繰入金	50,000	50,000	0	教育振興会会計より
3 雑収入	131	366	△235	預金利息
4 積立金	2,302,169	2,223,534	78,635	
合 計	2,382,500	2,302,500	80,000	

(参考) PTA規約 第4章 第15条 第2項(3)「運営基金は、この会の不時の支出に備えるもの」で、大きな節目の創立記念式典行事等への用途を考え積み立ててあるものです。

令和4年度 山形県PTA安全会加入について

PTA会長 後藤和也

本校では毎年「山形県PTA安全会」に加入致しております。加入に対するご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、万一の事故の際には、各学級担任までご連絡下さい。

1. 加入先 山形県PTA安全互助会 〒990-2221
 山形市大字風間字地藏山下 2068
 (弘栄設備工業株式会社内)
 TEL 023-676-8693
 引受保険会社 共栄火災海上保険株式会社

2. 対象 生徒、PTA会員(保護者)、教職員(以下教職員の説明は省略)

3. 年会費 生徒1人(保護者を含む1家庭) 700円
 兄、姉が本校に在籍している弟、妹(追加生徒) 550円

【コース別会費(補償保険料と補償内容)】

⑨Aコース

被保険者	補償内容	学校契約団体傷害保険 (学校管理下外)	PTA団体傷害保険 (PTA管理下)	会費(補償保険料込み)		
		保険金額	保険金額	PTA会員 (1世帯児童・生徒1名)	700円(614円)	
児童・生徒 教職員	傷 害	死亡	55万円	300万円	追加児童・生徒 (1名増すごとに)	550円(517円)
		後遺障害	2.2万円~55万円	12万円~300万円		
		入院 ※1	720円	3,000円		
		通院 ※1	480円	2,000円		
		手術 ※4	3,600円/7,200円	※4 1.5万円/3万円		
児童・生徒	賠償責任	※2 1,000万円(自己負担額0円)		教職員	360円(348円)	
PTA会員	傷 害	死亡		300万円	PTA会員1世帯 (傷害97円)	150円 (傷害97円)
		後遺障害		12万円~300万円		
		入院		3,000円		
		通院		2,000円		
		手術		※4 1.5万円/3万円		
PTA活動中の 賠償責任	身 体 財 物 保 管 物		1名3,000万円 1事故3億円(自己負担額1千円)	児童・生徒賠償1名	360円 (傷害348円)	
			1事故200万円(自己負担額1千円)	PTA活動中賠償1名	190円(169円)	
		※3	期間中500万円(自己負担額5千円)	教職員傷害1名	360円 (傷害348円)	

補償の事例

1. 児童・生徒、教職員のケガ

学校契約団体傷害保険特約(学校の管理下外のみ補償)付帯普通傷害保険(学校契約団体傷害保険)

◎学校の管理下外(家庭内、休日、スポーツ少年団活動、登下校時等)での急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(食中毒を含みます。)および偶然な外来の日射・熱射による身体の障害を補償します。



●自動車にはねられてケガをした。



●自転車で転倒してケガをした。



●野球でケガをした。



●スキーをしていて足をネンザした。



●自宅や外出先の建物内での火災によりケガをした。

※事故の日からその日を含めて7日目以降において入院保険金・通院保険金をお支払いする条件を満たしている場合に限り、入院保険金、手術保険金、通院保険金の支払対象となります。

2. PTA会員のケガ(児童・生徒、教職員も対象)

PTA団体傷害保険特約付帯普通傷害保険(PTA団体傷害保険)

◎PTA会員(含む児童・生徒、教職員)が、PTA主催・共催行事に参加しているときの急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(食中毒を含みます。)および偶然な外来の日射・熱射による身体の障害を補償します。



- ・PTA奉仕作業中、カマでケガをした。
- ・PTA球技大会のため、PTAの計画による練習参加中にケガをした。
- ・PTA行事参加の途中、ケガをした。

※入院・通院は1日目から保険金支払の対象になります。

(1. 児童・生徒のケガ 2. PTA会員のケガ 共通)

急激かつ偶然な外来の事故によるケガとは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性=身体の外部からの作用によるもの

(上記3項目に該当しない例)

日焼け、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

既に存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

3. 児童・生徒の賠償事故の補償

賠償責任保険 PTA特別約款(児童・生徒賠償責任補償条項)

◎日本国内において発生した日常生活における学童の行為によって生じた偶然な事故(ただし、学校管理下の事故で、学校側に管理責任がある場合は対象外)により、児童・生徒・親権者およびその他の法定の監督義務者が他人に法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。



●自転車で他人にケガをさせてしまった。



●ショッピング中にお店の商品を壊してしまった。

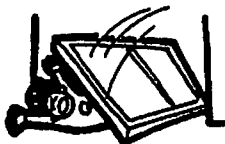
- ・校庭に遊びに来て、誤って教室の窓ガラスを割った。
- ・公園でバットを振っていて近くにいた子にケガをさせた。(ただし、スポーツ中の事故については事故の状況等によって対象外になることがあります。)
- ・自転車遊びをしていて転び、停車中の車にキズをつけた。
- ・学校の休み時間中に誤って教室のガラスを割ってしまった。(学校側の管理に問題がなかった場合)

4. PTA活動中(PTA主催)の賠償事故の補償

賠償責任保険 PTA特別約款(管理者賠償責任補償条項)

◎PTA活動中に、偶然な事故により、他人の身体の障害、または財物の損壊についてPTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。

◎PTA活動を行うために他人から借り受けた財物を使用・管理している間、PTAの構成員であるPTA会員・児童・生徒が損壊・紛失したり盗取されたことによりPTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。



- ・PTA主催の水族館見学で、誤ってガラスケースを割ってしまった。
- ・PTA行事に使用していた看板の固定が悪く、風で倒れ、そばにいた通行人がケガをした。
- ・PTAが借りたタコ焼き器を、取扱いの不備で破損してしまった。

「災害共済給付制度」のお知らせ

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と学校の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

■災害共済給付制度の特色■

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物による0-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

対象となる学校等

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校(盲学校、聾学校及び養護学校)の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校(全日制、定時制及び通信制) 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校(昼間学科、夜間等学科及び通信制学科)
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業(児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業)を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問いません。

共済掛金の額（令和4年度）

災害共済給付への加入は、学校の設置者が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校の設置者が一括加入の手続きをとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

(児童生徒等1人当たり年額 単位:円)

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920 (460)	40 (20)
高等学校 高等専修学校	全日制 昼間学科	2,150 (1,075)
	定時制 夜間等学科	980 (490)
	通信制 通信制学科	280 (140)
	高等専門学校	1,930 (965)
幼稚園	270 (135)	—
幼保連携型認定こども園	270 (135)	—
保育所等	350 (175)	40 (20)

※（ ）内は沖縄県における共済掛金の額です。

※ 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担します。

※ 学校の設置者が免責の特約を付けた場合は、左表の額に1人当たり15円（高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は2円）を加えた額が共済掛金の額になります。

※ 要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育諸学校、保育所等の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

給付の対象となる「学校の管理下」の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 (保育所等における保育中を含みます)	<input checked="" type="checkbox"/> 各教科(科目)、保育中、特別活動中(学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等)
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	<input checked="" type="checkbox"/> 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	<input checked="" type="checkbox"/> 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学(通園)する場合	<input checked="" type="checkbox"/> 登校(登園)中、下校(降園)中
⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合	<input checked="" type="checkbox"/> 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所と住居・寄宿舎との間を合理的な経路・方法で往復するとき

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のも	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの (学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 (通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円)
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円(通学(園)中の場合1,500万円)
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円(通学(園)中の場合1,500万円)
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円(通学(園)中の場合も同額)

- JSCが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

給付金の請求方法 <医療費の場合>

保護者	医療機関等で医療費の証明(「医療等の状況」等)を受け、学校等へ提出します。
提出 ↓	↑ 支払
学校	けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」等)を設置者に提出します。
提出 ↓	↑ (支払)
設置者	管内の学校分を取りまとめて、けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」)等をJSCの担当事務所に提出します。
請求 ↓	↑ 支払
JSC	提出された書類を審査の上、給付額を決定し設置者を通して保護者へお支払いします。

※保護者の方へのお願い

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特例の配慮によりご協力をいただいております。
なお、「医療等の状況」などを持参してもその場で書いただけられない場合もありますことを、ご了承ください。

請求・給付の手続きは、学校・学校の設置者を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校からの連絡を受けて必要書類を揃えてください。また、治療の経過を随時報告するなど、学校との密な連携をお願いします。

災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)により定められています。このお知らせは、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

【発行】独立行政法人日本スポーツ振興センター

■災害共済給付業務は、仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡の6事務所でを行っています。
災害共済給付業務に関する詳細は、ホームページをご覧ください。
学校安全 Web ホームページ：[https:// www.jpnsport.go.jp/anzen/](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/)

JAPAN SPORT
COUNCIL



山形県中学校長会 部活動に関する申し合わせ事項
— 保護者の皆さんへ —

令和4年4月
山形県中学校長会

1 部活動実施にあたっての申し合わせ事項

(平成20年度4月から実施 → 23年2月一部訂正 → 令和3年4月一部修正)

- | |
|--|
| (1) 毎週日曜日は、部活動休止日とする。
(2) 日曜日を部活動休止日とできない場合は、直近の土曜日を休止日とする。 |
|--|

※ 諸般の事情で、やむを得ず連続した土～日曜日を休止日にできない場合は、直近の授業日を部活動休止日とする。

2 申し合わせに際しての考え方

生徒にとって部活動は、中学校生活に占める割合は大きく、また学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、人格形成や健やかな心身の成長に大きく貢献しており、学校教育の一環としての教育的意義も大きいものがあります。本県においてもそうした観点から部活動を積極的に推進してきましたし、今後とも、さらによりよい姿を求めながら推進が図られるべきものと考えております。

しかし、勝敗を決する大会等を目標に活動する面も大きく、ややもすれば過度な活動が行われることもあることから、生徒の生活全体を見渡して、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮することが必要であります。

そこで、山形県中学校長会は平成13年度に部活動の健全な推進に向けた「申し合わせ」を行い、適正な運営が行われるよう努めてまいりました。今回、近年の実状を考慮し、その申し合わせが一層有効に機能するように、再度上記の通り整理し、全県的に確認していくこととしました。

保護者の皆様におかれましては、下記の原則をもとに上記の申し合わせ事項として整理し直した趣旨を十分ご理解いただき、適正な部活動が行われ、生徒が充実した中学校生活を送れますよう、今後ともご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

— 原則 —

- | |
|--|
| (1) 学校週5日制の趣旨を再確認して行います。
・ 山形県教育委員会が学校週5日制実施上の原則として打ち出した「部活動は月から金までの間で行うものとする」を基本として行います。
・ 多様な体験の機会、家庭教育の機会、地域の活動の機会を尊重できるように行います。
(2) 学習指導要領の「生徒の人間として調和のとれた育成」「生徒に生きる力をはぐくむこと」という趣旨に沿って行います。
(3) 生徒の心身面での健康維持・管理に十分配慮して行います。
(4) 生徒のバランスのとれた健全な生活のリズムが確立されるよう配慮しながら行います。 |
|--|

3 補足事項

- | |
|--|
| (1) 学校間で練習試合を組む場合は、土曜日に設定することを原則とします。
(2) 上記申し合わせ事項は、各学校の部活動において徹底を図るとともに、各競技団体や社会教育団体等にも周知を図り、ご協力をお願いしていきます。 |
|--|

4 保護者の皆様へのお願い

- | |
|--|
| ◇ 保護者の皆様には、部活動運営上、大変お世話になっております。保護者会が設置されている部にあつては、なお、保護者会の目的が支援・協力・応援にあることを改めてご確認いただき、保護者会が単独で練習会を主催したり、直接生徒の指導にあたりたりすることのないよう、ご理解とご協力をお願いいたします。
◇ 併せて、中学校の部活動が中学生の自主的、自発的活動の一環としての活動であり、「スポーツ少年団」活動とは目的・性格が異なることもご理解くださるようお願いいたします。 |
|--|

令和4年4月

県内各中学校長 殿
各中学校PTA会長 殿

山形県中学校長会長
山形県PTA連合会長
山形県中学校体育連盟会長
山形県中学校文化連盟会長

部活動における生徒の移動及び留意点について

日頃より、学校における部活動に対し、格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについては、平成20年4月24日付け県内各中学校長並びに各中学校PTA会長宛文書「部活動における生徒の移動等について」でお願いをしてきたところがあります。各学校におかれましては、この趣旨に則り鋭意お取り組みいただいていることと存じます。

つきましては新年度をむかえるにあたり、教育活動の一環として実施される部活動について、その意義を十分踏まえていただき、各学校においてこれまで同様引き続き下記に留意されるよう、よろしくお願いいたします。

なお、下記の事項、部活動のあり方等、関係する諸課題につきましては、今後とも継続して検討して参りたいと考えております。

記

- 1 学校外の活動にあつては、生徒の移動手段について留意すること。
 - ・ 公的交通機関を利用すること。
 - ・ 自転車を利用する場合は、交通ルール・マナーを遵守するよう、交通安全指導を徹底すること。
 - ・ 保護者の自家用車には他の生徒を同乗させないこと。
- 2 万が一のけが・事故等の発生を想定し、迅速に適切な対応がとれるようにすること。
- 3 生徒の健康管理、生活のバランスに配慮して指導にあたること。
- 4 体罰や暴言等の行き過ぎた指導のないように留意すること。